

【令和7年度 第5回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1 日 時 令和8年3月18日(水) 14:00~15:00

2 場 所 新潟美咲合同庁舎2階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 長谷川会長、有元委員、小淵委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、片山委員、櫻井委員、永井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、竹越委員、廣井委員

事 務 局 福岡労働局長、中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

(1) 特定最低賃金改正の意向表明について

(2) 令和7年度各種最低賃金周知広報実施状況報告について

(3) 令和8年度審議会日程について

(4) 令和8年度実地視察について

(5) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局]室長補佐

定刻になりましたので、ただいまから第5回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

私、賃金室の金安と申します。議事までの間、進行役を務めさせていただきます。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公益委員の佐々木委員、磯部委員、使用者委員の田中委員の3名が欠席されており、12名の方に出席いただいております。これは最低賃金審議会令第5条第2項の定足数の要件、三分の二以上の出席を満たしていることから本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。そのため傍聴者を公募を行い、5名の方が傍聴しております。

それでは、審議に入ります。以降の議事進行につきましては、長谷川会長にお願いいたします。

[長谷川会長]

それでは議題（1）の「特定最低賃金改正の意向表明について」に入ります。
事務局から説明をお願いします。

[事務局]室長

意向表明の説明の前に、8月22日の第4回審議会の後、行われました特定最低賃金の改正の結果等について、ご報告いたします。

お手元の資料No.2—4 にあります新潟県の最低賃金とタイトルのついたリーフレットをご覧ください。

今年度の特定最低賃金の専門部会は、自動車等小売業のみ、10月15日に開催されました。
金額については、1,015円から38円引き上げられて1,053円になりました。

改正された特定最低賃金については、全会一致で結審しましたので、最低賃金審議会令第6条5項を適用し、同時に答申されました。

その後、異議申出の公示を行いました。異議の申出はなく、令和7年12月14日に1,053円が発効いたしました。

以上をもって専門部会は任務を終えましたので、最低賃金法第25条に基づき設置いたしました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項の規定に「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とありますので、本審議会において、廃止のご検討をお願いいたします。
以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

[各委員]

質問なし

[長谷川会長]

ないようですので、ただ今の事務局の報告により、専門部会がその任務を終了したことを確認しましたので、審議会令第6条第7項に基づき廃止することといたします。

ご異議ございませんか。

[各委員]

異議なし。

[長谷川会長]

ご異議がないようですので専門部会を廃止することとします。
引き続き事務局、説明をお願いします。

[事務局]室長

特定最低賃金の改正の意向表明についてご説明いたします。

次年度、改正の申出を行う予定がある特定最低賃金につきましては、審議会の年間審議スケジュールの調整を図り、円滑な審議を行うとの趣旨から、毎年度末に開催しております本審議会において、意向表明のご確認をしていただいております。

新潟県の特定最低賃金は、各種商品小売業、自動車小売業、電子部品等製造業の3業種がありますが、今般、お手元の資料No.1のとおり、全てについて、関係労働組合から意向表明がありましたことをご報告いたします。

今後、7月末までに申出をご提出いただきますが、これについては、適用労働者数の概ね3分の1以上の合意があることが要件となります。

なお、適用労働者数及び適用使用者数については、資料が届きましたら、郵送等で各委員にお送りいたしますので、ご承知のほどお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

意向表明された委員、補足などありませんか。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

[労働者側 遠藤委員]

補足は特にありません。

今ほど説明いただいたとおりです。

[長谷川会長]

ご意見がないようですので、次の議題に入ります。

議題(2)「令和7年度各種最低賃金周知広報実施状況報告」に入ります。事務局、報告をお願いします。

[事務局]賃金係長

私からは、今年度の新潟県最低賃金、特定最低賃金の改正金額に関する周知広報活動状況をご説明致します。

資料No.2-1「令和7年度 各種最低賃金周知広報実施状況」をご覧ください。今年度、実施い

たしました最低賃金の周知広報の内容となっております。

「1 ポスター等による広報」ですが、本省作成版を9月から、新潟労働局作成版を12月から用いて、周知を図りました。

県・関係行政機関、市町村、事業者・労働団体、商工団体、関係団体などへの周知のほか、県内教育機関、交通機関、道の駅、日帰り温泉施設、百貨店及び大型商業施設の原信様、イオン様、アピタ様などの各店舗、さらには県立病院様、運転免許センター様などの地域機関などにポスター等の掲示の依頼を行いました。

また、資料に参考写真を添付しておりますが、今年度もJRの県内主要駅14駅、えちごトキめき鉄道管轄の2駅及び佐渡汽船新潟港ターミナルに設置されているデジタルサイネージを活用して当局作成版ポスターを1か月間放映することで周知広報の強化を図りました。

また、今年度は、新潟日報求人広告の「週刊求人情報 日報わーくる」という求人広告へ新潟県最低賃金額等を掲載していただき、新潟日報を購読している世帯等へ周知広報しました。

そして、新潟県ならびに県内すべての市町村における広報紙への掲載依頼を行い、4年連続100%掲載いただいたことを確認致しましたのでご報告致します。

また、最低賃金ポスターデザインコンテストに関しましては、今年度で第21回目の開催となり、新潟県のご協力もいただいているところです。

今年度は、専門学校と一般の方から63作品の応募がありました。

最優秀、優秀、特別賞の各作品につきまして、資料に添付させていただきました。なお、ご応募いただきました全作品につきましては、来年度以降のコンテストへの応募の参考となるよう、新潟労働局ホームページに掲載し、学校などにご案内しております。

会長をはじめ、コンテストの運営に御協力いただきました委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、大変ありがとうございました。

以上、最低賃金の周知広報実施状況についての説明となります。

[長谷川会長]

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか

[各委員]

質問なし

[長谷川会長]

ご意見がないようですので、次の議題に入ります。

議題(3)「令和8年度審議会日程」に入ります。

事務局、説明をお願いします。

[事務局]室長補佐

資料No.3 をご覧ください。

来年度の本審と専門部会の日程案となっております。

日付につきましては、最低賃金を10月1日付け発効とした場合、異議審、公示などの日程間隔を考慮しますと、答申が8月5日、異議審は8月21日になってきますので、その日付を入れております。

第1回の諮問につきましては、中央最低賃金審議会での諮問後に行うよう、厚生労働省より指示がありましたので、その時期になるよう想定しています。

また、専門部会の日程を中央審議会から目安が7月25日頃に示されることを想定して、入れております。

以上のような条件から、日程案を作成させていただきました。

ただ、現状、中央審議会の開催予定日は未確定ですので、この日程案につきましては、変更する可能性があります。

昨年度は、示される日が繰り下げられ、皆様には日程変更にご協力いただいたところです。

目安の情報につきましては逐次、提供させていただきますが、7月の最後の週からお盆前までは、変更があった場合に対応いただけるよう、予定を空けておいていただけるとありがたいです。

ご多用のところ恐れ入りますが、予定の調整をお願いいたします。

以上です。

[長谷川会長]

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

[各委員]

質問なし。

[長谷川会長]

では、この日程で予定していただき、変更しなければならない状況になりましたら、速やかに連絡、調整を行うようお願いいたします。

続きまして、議題(4)「令和8年度実地視察」に入ります。事務局、説明をお願いします。

[事務局]室長

実地視察につきましては、令和6年度から行ってまいりましたが、令和8年度についても実施したいと考えております。

つきましては、皆様にご審議いただきたいのは、時期についてです。

これまでの2回は7月に実施して参りましたが、審議会の1回目と2回目の間としてい

ましたので、調整期間が短い状況のため、次回につきましては6月中旬から下旬の間で実施したいと考えております。

視察先の都合もありますので、全員の都合を合わせることは困難ですが、できるだけ早期に予定が示せるよう調整を図りたいと考えております。

ご意見などありましたら、ご発言をお願いいたします。

[長谷川会長]

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

[労働者側 遠藤委員]

実地視察の6月実施について、異論はありません。

労働者委員としまして、可能な限り現地へ一緒に同行させていただきたいと思っております。

事務局へのお願いなのですが、相手がある話ですし調整も中々難しいと思いますが、実地視察の案内は実施1ヶ月前にいただけると、いろいろ調整ができると思います。

難しいということは承知しておりますが、要望ということで、この場を借りてお伝えさせていただきます。

以上です。

[事務局]室長

ご意見ありがとうございます。

それを目指してやっていきたいと思っております。お応えできるように努力いたします。

[長谷川会長]

それでは、次の議題(5)その他に入ります。

事務局から説明をお願いします。

[事務局]室長

前回の審議会以後に、労働組合から要請がありましたので、そのご報告をさせていただきます。

資料No.4が受理しました要請書の写しになります。

審議会長あてに、3つの労働組合の連名での要請を2月26日に受けております。

内容としては、実質賃金のマイナス、新潟県の人口流出の課題を解消するため、時給1,500円以上への引上げ、それと、中小零細企業への支援について、労働局長及び審議会長が県知事へ要請をすること、10月1日の発効を原則とすることを厚生労働省に要請することについてです。

また、えちごユニオンからは、令和8年2月4日、新潟労働局長に対してですが、時給1,500円の実現の要請があったほか、全国一律の最低賃金など、制度に関する要望がありました。

これらの要請につきましては、厚生労働省に報告を済ませています。

その他に関しては、以上となります。

[長谷川会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

ないようでしたら、以上で予定していました議事がすべて終了いたしました。

円滑な審議にご協力いただきありがとうございます。

進行を事務局へお返しします。

[事務局]室長補佐

長谷川会長、どうもありがとうございました。

それでは、皆様方の任期につきましては2年間となっておりますので、来年度もよろしくお願いたします。

本年度の新潟地方最低賃金審議会につきましては、本日が最後となりますので、福岡局長からご挨拶を申し上げます。

[新潟労働局長]

労働局長の福岡でございます。

まず、お忙しい中、ご参同いただきまして、ありがとうございます。

本年度、最後の審議会となりますので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

昨年、第1回から、本審、専門部会と真摯にご審議いただいたことに関しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

昨年度は、ご案内のとおり物価高を上回る賃上げということで、中央からも色々な話がきて、目安額が今までにない高い額で中央から示されたところであります。

時期も例年より遅かったということで、委員の方々にはそういったタイトな日程の中で、真摯にご議論いただいたことに関しまして感謝申し上げます。

先日、2月に全国労働局長会議というのがありました。厚生労働省に呼ばれて、そこで担当の局長が話していたところ、7年度の改定については、それぞれの全国の審議会でも真摯にご論いただいた結果なので、当然尊重する内容であると、ただ、プロセスについて、若干例年と異なるものがあったと説明がございました。

それを受けて、中央では全員協議会ということで、公労使で7年度の改定について振返りをやっているところでございます。

その結果がいつ取りまとまるかについては、現時点では承知をしておりませんが、

おそらく、8年度改定の中央の審議会において土台になると承知をしておりますので、私どもといたしましても、その結果についてはしっかり注視をしていきたいと考えております。

それから、先日、新潟政労使会議が開催されました。

県の知事、労使関係団体のトップの皆様方にご参集いただきました。

初めて、今回共同宣言を採択いたしました。その内容を見ますと、私ども労働局の行政運営にも非常に重要な内容になっていると思っております。

賃上げに関しましては、やはり、企業の皆様方が賃上げができるような環境整備をする必要があると考えておりますので、私どもとしましては、労働生産性の向上であるとか、あるいは働き方改革、労働環境の改善につながるような取組をしっかりとし、それを賃上げに結びつけるよう対応して参りたいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、今後とも、行政運営にはご理解とご協力をいただくとともに、次年度の審議会、専門部会におかれましても真摯なご議論をいただくことを、最後をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきたいと思っております。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

ありがとうございました。

[事務局]室長補佐

ありがとうございました。

本年度一年間、審議会の円滑な運営にご協力いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

引き続き、次年度もよろしく願いいたします。

それでは、終了させていただきます。

皆様方お疲れさまでした。